

**(仮称) クスリのアオキ角田梶賀店の届出概要について
(法第 6 条第 2 項 変更)**

- 1 届出者 株式会社クスリのアオキ
- 2 届出日 令和 7 年 8 月 1 日
- 3 店舗の名称 (仮称) クスリのアオキ角田梶賀店
- 4 店舗設置者 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
石川県白山市松本町 2512 番地
- 5 店舗所在地 宮城県角田市梶賀字高畑南 121 番 1 外
- 6 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前：午前 9 時から午後 9 時 45 分まで
変更後：午前 9 時から午後 10 時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前：午前 8 時 45 分から午後 10 時まで
変更後：午前 8 時 45 分から午後 10 時 15 分まで
- 7 変更する年月日 令和 7 年 8 月 6 日
- 8 事務手続き等
- ・公 告 年 月 日：令和 7 年 8 月 15 日
 - ・縦 覧 期 間：公告の日から令和 7 年 12 月 15 日まで（公告の日から 4 か月）
 - ・地 元 説 明 会：令和 7 年 9 月 24 日
 - ・市町村等からの意見書提出期限：令和 7 年 12 月 15 日（公告の日から 4 か月以内）
 - ・県の意見の通知期限：令和 7 年 4 月 1 日（届出から 8 か月以内）